

## 小売電気事業に関する今後の対応について

2022年8月30日(火) 第76回 制度設計専門会合 事務局提出資料



## 本日の御議論

- 前回の制度設計専門会合において、需要家の保護や社会的負担の抑制を図るため、 小売電気事業における①事業開始時、②事業開始後、③事業撤退時の3段階につい て、必要な対応等の検討を進めることとしたところ。
- ◆ 本日は、各段階における検討の方向性等について御意見を頂きたい。

## (参考) 今後の検討の方向性

- 小売電気事業者間での公正な競争の結果、事業者の撤退等は発生しうる。
- 一方で、需要家の保護や社会的負担の抑制を図ることは重要。そのため、①事業開始時点から事業上のリスク管理の実施を求めるとともに、②事業開始後も、定期的にリスクを分析し、事業の持続可能性を事業者自らが確認していくこと、③事業の継続が困難な兆候が現れた場合には、需要家への丁寧な周知や支払い困難な費用の増大防止など、円滑な撤退を促していくこと、が必要ではないか。
- そのため、例えば、以下のような点について、今秋中をメドに検討を進めてはどうか。
  - ①:小売登録審査において、市場リスク等の分析や、必要な対策の実施を求めること。
  - ②:小売電気事業者が、自らの事業の持続可能性を定期的に確認すること。 また、その確認状況について、国が適切にモニタリングすること。
  - ③-1:小売電気事業から撤退する場合に、十分な周知期間を確保するなど需要家に丁寧な対応をとるよう、小売営業GL等を通じて小売電気事業者に求めること。
  - ③-2:インバランス料金や託送料金の大規模な未払い等を防止し、社会的負担の 抑制を図る観点から、一般送配電事業者による適切な解約に向けた運用の 整理等を行うこと。
- なお、海外でのストレステストに関する取組状況についても、今後更に調査を進める予定。

## 前回の専門会合における委員のご意見の概要(1/2)

### 事業開始時

- 小売電気事業者の撤退というのは例えば電気が来なくなるような決定的なダメージにはならない。もちろん、次の事業者を探さなくてはならないという面はある。このような問題に対して、どこまで厳しいモニタリングにするのか、バランスを考える必要はあるのではないか。例えば、預託金のような制度やストレステスト等で、できれば、小売登録の審査時、入り口の段階で適切な事業者に小売を担っていただくような、なるべく簡易なルールを設けることが好ましいのではないか。【岩船委員】
- ・ 小売登録審査において、市場リスク等の分析や必要な対策の実施を求めること。とあるが、事業者の撤退について御指摘があるが足元で生じている事象は想定できなかったことが起きている、市場リスクの分析、対策ができるのかを検討していただきたい。市場があまりにも予見性がないため、撤退せざるを得ない事業者もいる。予見性がないということはリスクの量が算定できない。仮にリスク量があったとしても対策の手立てができない。ストレステストやモニタリングは結構だが根本的には市場を見直していただきたい。事業としてみた場合に成り立たないこととなってしまう。撤退の仕方はご指摘の通りだが、撤退などを考える事業者が増えてくる。あわせて市場の見直しを検討していただけると幸い。【中野オブザーバー】

### 事業開始後

- どのような内容の確認を各社からどのようにとるのか、具体的に分かり易く周知する必要がある。対象事業者は全事業者なのか、一部の事業者なのか。 仮に全事業者とした場合には行政コストが大きく、慎重な検討が必要ではないか。一方、一部の事業者のみを対象とした場合には、一部を取り出すことの合理性と適切にモニタリングするということはどういうことなのか考える必要がある。【草薙委員】
- 700社すべてに実施するのは、行政コストが大きいかと思う。これまでに経営破綻・撤退した事業者の特性を分析し類似した事業者へ対象をしぼるなど効率的かつ実効性のある方法を考えていくべき。【竹廣オブザーバー】
- 消費者の立場からは小売事業者登録審査の段階でしっかりした事業者に担っていただくようなルールを設けていただくことが大事。既に事業を開始している事業者に関しては、小売営業GLへの記載も重要だが、自分が契約している事業者がそういったガイドラインを遵守してくれる事業者なのかどうか、消費者が判断できる情報が提供されることが必要ではないか。小売営業GLには様々なルールが記載されているが、望ましい行為も含めてしっかり遵守してくれる事業者なのか、遵守していない事業者なのか一目瞭然に分かる表示をする方法についてもあわせて検討いただきたい。【村上委員】

## 前回の専門会合における委員のご意見の概要(2/2)

### 事業撤退時

- インバランス料金や託送料金の大規模な未払い等を防止し、社会的負担の抑制を図る観点から、一般送配電事業者による託送供給契約の解約の基準やタイミングを決める必要があるのではないか。よほどのことがない限り、現状では解約が起こりにくいと理解している。あとで確実に一般送配電事業者は託送料金を通じて回収できるということで、解約のリスクを負うインセンティブはない。一般送配電事業者が大きな問題を抱える小売電気事業者に引導を渡すべしという法制度の趣旨を踏まえて要件や手続きをしっかり定めて一般送配電事業者にこの点での一定の役割を担っていただくことが大事なのではないか。【草薙委員】
- インバランス料金の未払問題について、一定の期間において督促等の対応をおこなっても回収不可の場合には解約をするという、不良債権の管理のような一定のルールがあればいいのではないか。【末岡委員】
- 昨今、参入時には予期していなかった場面が続いており、撤退や倒産もある程度やむを得ないと認識している。託送料金等の回収サイトからしても託送料金等の回収が困難な場面もあり、この点を解消するのであれば保証金や保険等の仕組みを整えなければ、未収が生じるのもやむを得ない。【松田委員】
- ・ 何を解決すべき問題と捉えるのかを整理する必要がある。事業者の休廃止が生じているが、廃止休止があっても、一送から電気は供給されており、需要家保護は図られている。インバランス、託送料金の回収に焦点を当てるべきではないか。苦しい立場にたった事業者がぎりぎりまで努力する場合はよくあることで、時間が無いというケースは今後もあると思う。ストレステストをやるのも必要なことかもしれないが、不味い状況になっていると国からアナウンスされると努力している事業者に止めをさしてしまうことにもなるので難しいところ。インバランス、託送料金の回収と考えると事業規模に応じて保証金の積み立てなど考えるのが望ましいのではないか。【圓尾委員】
- 他の委員と概ね同様。再エネ賦課金・インバランス料金・託送料金は社会的問題であり全体に広がるもの。深く議論していただく必要がある。 【山口委員】
- 小売電気事業者の撤退はやむなしというところもある。託送料金・再エネ賦課金については小売電気事業者が需要家から預かっているはずであり、一般送配電事業者等に払われないというのはお金の流れとして違和感があり、法整備できないか。広域機関・JEPX・一般送配電事業者の3社は未払等の情報を交換できるメカニズムがあり3社で共有する仕組みの検討を進めていきたい。【國松オブザーバー】

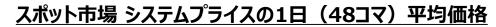
## 小売電気事業に関する論点等

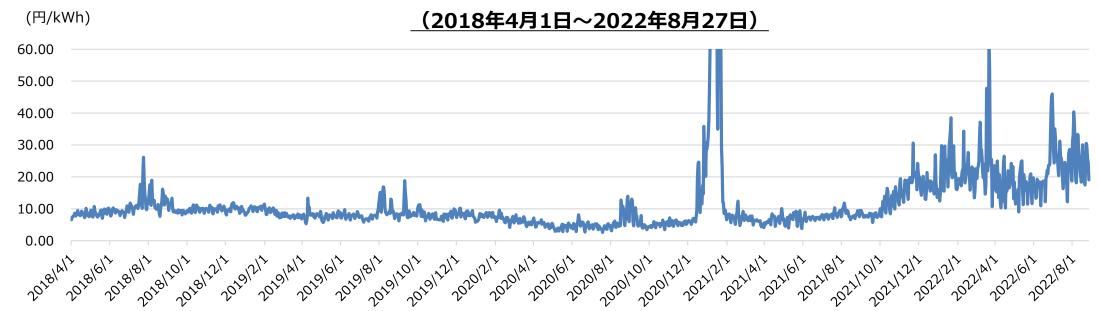
	①事業開始時	②事業開始後	③事業撤退時
課題	<ul><li>電力自由化直後と比較して、 電力市場価格が高騰し、価格 変動も大きくなってきている。</li><li>市場環境の変化に対応可能な 事業運営を行うよう、事業者に 求めていくことが必要。</li></ul>	<ul> <li>事業者に対し、持続可能な事業運営を促していくことが必要。</li> <li>また、唐突な事業撤退等による需要家への影響を抑制するため、国が、事業運営の状況を適切に把握するための仕組みが必要。</li> <li>さらに、社会的負担の抑制の観点から、事業運営の状況変化等にあわせて、資金的裏付けを適切に確保していくことも必要。</li> </ul>	<ul> <li>事業者判断による需要家への影響を 抑制するためには、スイッチングに必要 な期間を確保するため、十分な周知 期間の確保等が必要。</li> <li>一方で、託送料金等の大規模な未 払い等を防止する観点では、適切な 託送解約も重要となるが、需要家の 円滑なスイッチングとの両立も必要。</li> </ul>
主な論点	<ul> <li>新規参入を検討する事業者に対して、市場リスク等の分析や必要な対策の実施を求めるべきではないか。</li> <li>具体的には、小売登録審査において、「事業計画」の提出を求め、当該計画の作成プロセスを通じて、リスク分析や、リスク管理体制の構築等を促すこととしてはどうか。</li> </ul>	<ul> <li>持続可能な事業運営に向けて、事業者がセルフチェックをするきっかけとするべく、国に対して「資金の概況」や「リスク管理体制の運用状況」を報告することとしてはどうか。</li> <li>また、国が当該報告の内容についてモニタリングを行い、事業者によるセルフチェックの実効性を高めることとしてはどうか。</li> <li>さらに、モニタリングの結果、唐突な事業撤退等の予兆が見られた場合には、国が需要家への影響の抑制策の検討等を求めるといった対応も考えられるのではないか。</li> <li>事業運営の状況変化等にあわせた保証金等の確保など、社会的負担の抑制策についても検討を進めることとしてはどうか。</li> <li>(※詳細については、次回以降、議論予定。)</li> </ul>	<ul> <li>①「事業者判断による事業撤退」と、</li> <li>②「託送解約に伴う事業撤退」の場合に分け、各々の場合に応じて周知期間などを設定してはどうか。</li> <li>● また、適切な託送解約の進め方について、検討を進めることとしてはどうか。</li> <li>(※詳細については、次回以降、議論予定。)</li> </ul>

# ①事業開始時に関する論点

## (参考) スポット市場価格の推移

システムプライスの1日平均価格は、2020年冬の高騰まで10円/kWh前後で推移していたが、足元では20円/kWhの水準で推移。
 円/kWhを記録したコマがあったところ。





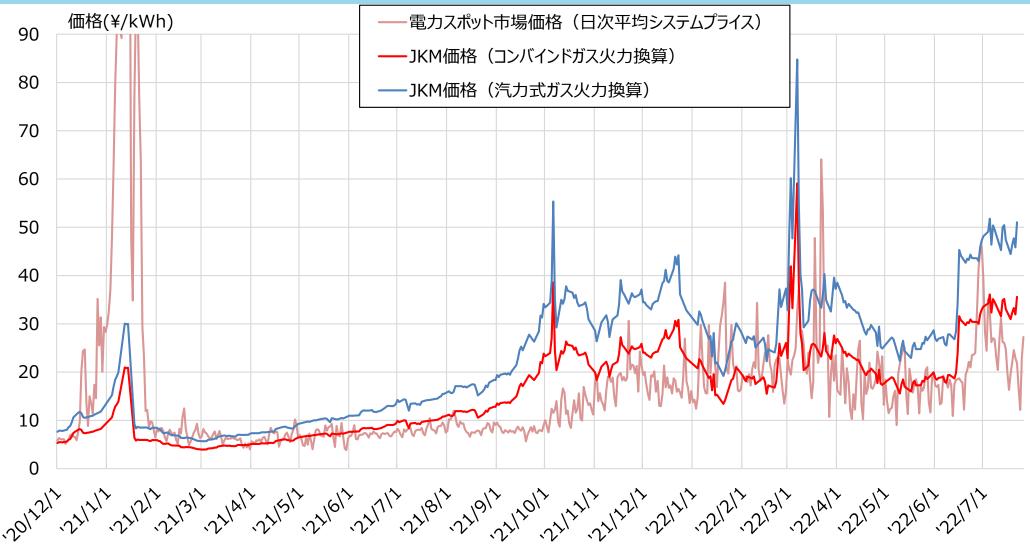
### (参考) システムプライス平均値

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	<b>2022年度</b> (~8/27)
システムプライス平均値	9.8	7.9	11.2	13.5	21.2
システムプライス最高値	75.0	60.0	251.0	80.0	100.0

※:日本卸電力取引所(JEPX)のHPより事務局作成。システムプライス最高値はコマ別の最高価格を記載。

## (参考) LNG価格、電力スポット市場価格の推移

● LNG価格は、昨年9月以降上昇基調。3月中旬以降は一時期より低下していたものの、国際情勢の変化を受けて6月中旬より再び上昇。これを受け、電力スポット市場価格も6月下旬以降上昇している。



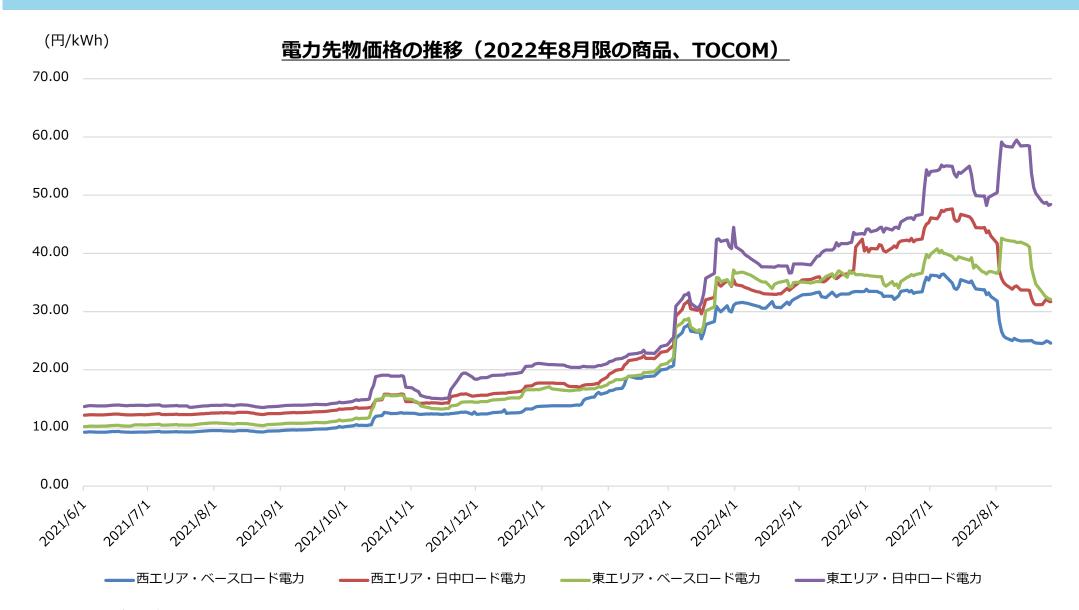
<sup>※</sup> LNG価格(発電単価換算)はS&P Global Platts社JKM指標から「発電コスト検証ワーキンググループ 令和3年9月報告書」の諸元に基づき、以下の方法で計算。 LNG価格(¥/kWh)=(JKM価格(\$/MMbtu)×為替レート(¥/\$) ×単位換算係数(MJ/MMbtu) +燃料諸経費(¥/MJ))×単位換算係数(kWh/MJ)×熱効率係数×所内変換効率係数

<sup>※</sup> 為替レートはその日の最終時点における通貨レートを使用。

<sup>※</sup>汽力式ガス火力の熱効率は38%、コンバインド式ガス火力の熱効率は54.5%として計算。

## (参考)電力先物価格の推移(2022年8月限)

● 2022年3月以降、全国的に電力先物価格が上昇傾向。



※:日本取引所グループ (JPX) のヒストリカルデータを基に事務局作成。2022年8月26日までのデータ。

## (参考) ベースロード市場の約定価格推移

- ベースロード市場創設後、過去11回の約定価格推移は、以下のとおり。
- 直近、2022年7月に実施された2022年度第1回オークションの約定価格は、20円~ 33.06円/kWhと、過去の約定価格の2倍程度と高い水準にある。



		2019年			2020年			202	!1年		2022年
	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目
北海道	12.47	12.37	12.45	8.63	9.09	9.19	11.53	12.30	15.69	_	29.90
東日本	9.77	9.95	9.40	7.52	7.65	7.40	10.92	12.16	13.42	14.87	33.06
西日本	8.70	8.47	8.70	6.50	6.06	6.20	9.47	10.23	10.63	14.50	20.00

※:日本卸電力取引所(JEPX)のHPより事務局作成。なお、2021年度第4回オークションにおいて、北海道エリアは約定なし。

## 小売登録審査の現状

- 自由化が進められた小売電気事業については、公正な競争の結果、小売電気事業者の撤退等は発生しうる。そのため、仮に事業者の撤退等が発生しても、一般送配電事業者からの送電が直ちに停止することはない等の仕組みとすることによって、需要家保護を図ってきた。
- 一方で、**登録後、短期間に事業継続に深刻な支障が生ずることとなれば、登録制度 そのものの信頼性が損なわれ、小売市場に混乱をきたすおそれ**がある。
- そのため、小売登録審査においては、電気の使用者の利益の保護の観点から、財務の 健全性について一定の確認を行うため、決算書類の提出を求めてきたところ。

## 小売登録審査に関する今後の方向性

- これまでの審査では、主に短期的な事業継続性の確認に焦点を当ててきた。一方で、 唐突な事業撤退による需要家への影響を抑制するためには、**持続可能な事業運営**を 行っていくことも重要である。
- 近年、電力市場価格の高騰や、価格変動の顕著化など、持続可能な事業運営を行う ことの難しさが顕在化してきているところ。
- そのため、審査では、短期のみならず、中期的な事業継続性についても、申請者に説明を求めてはどうか。具体的には、**資金見通しを含めた「事業計画」の提出**を求め、当該計画の作成プロセスを通じ、**市場リスク等の分析やリスク管理体制の構築等を促す**こととしてはどうか。
- リスク管理体制の構築にあたっては、例えば、以下のように、<u>リスク要因・対策・KPI等</u>の整理を求めることも一案ではないか。

No.	リスク要因	対策	KPI
1	● 調達価格の変動リスク	● 年間調達電力量合計に占める 先物取引等でヘッジされていない 比率を一定割合以下とする。	● 先物取引等でヘッジされていない 比率を○%以下とする。
	•••	•••	•••

● また、審査において提出を求める資料等については、今後の小売登録審査の状況等を 踏まえて、**柔軟に見直す**こととしてはどうか。

# ②事業開始後に関する論点

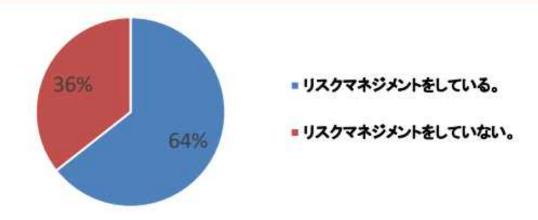
## (参考) 小売実態調査 (リスクマネジメント)

- 資源エネルギー庁が実施したアンケート結果によると、3分の1を超える事業者が、自社の資産等の経営体力を上回るリスクを取らないようなリスクマネジメントを行っていない。
- 一方で、世界的な燃料価格高騰を背景に、スポット市場価格の高騰など、事業リスクが高まっている中で、**リスクマネジメントの重要性は高まっている**と考えられる。

2022年4月26日 電力・ガス基本政策小委員会 資料3-3より抜粋

【Q10-1】自社の資産等の経営体力を上回るリスクを取らないような<u>リスクマネジメントを行っ</u>ているか、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。

【回答数】219社



## 事業開始後のモニタリング等に関する今後の方向性①

- スポット市場価格の高騰など、事業リスクが高まっている中で、小売電気事業者に対し、 持続可能な事業運営を促していくことが重要である。
- また、唐突な事業撤退等による需要家への影響を抑制するため、国が事業運営の状況 を適切に把握するための仕組みも必要である。
- これを踏まえ、事業者が、事業運営の状況についてセルフチェックするきっかけとするため、 「資金の概況」や「リスク管理体制の運用状況」を国に報告することとしてはどうか。
- 具体的には、「資金の概況」において、例えば、現預金残高に着目し、売上高との比較等を通じて、現預金の確保状況等を確認し、必要に応じて対策を講じる、といった効果が期待されるのではないか。
- また、「リスク管理体制の運用状況」において、例えば、以下のように、リスク要因・対策・ KPI等の他、KPIの達成状況等も記載することで、リスク管理体制を確認するきっかけと なることが期待されるのではないか。

No.	リスク要因	対策	KPI	KPIの達成状況
1	● 調達価格の変動リスク	● 年間調達電力量合計に占める 先物取引等でヘッジされていない 比率を一定割合以下とする。	<ul><li>免物取引等でヘッジされていない 比率を○%以下とする。</li></ul>	● 達成 (先物取引等の割合 : △%)
	•••	•••	•••	

## 事業開始後のモニタリング等に関する今後の方向性②

- 上記の「資金の概況」や「リスク管理体制の運用状況」の報告を求める場合は、報告対象や頻度等について、実務を踏まえつつ検討を進めることが必要である。
- また、上記報告を通じたセルフチェックの実効性を高めるため、国がモニタリングを行う ことが重要である。
- モニタリング対象や方法等は、報告内容や事業規模等を踏まえて決定することとし、<u>効</u>果的・効率的にモニタリングを行うことが必要ではないか。また、モニタリングにおいては、例えば、「KPIの設定根拠」や「KPIの達成状況に関する根拠」等について説明を求めることで、事業者によるセルフチェックの実効性を高めることに主眼を置いてはどうか。
- さらに、モニタリングを通じ、**唐突な事業撤退等の予兆**が見られた場合には、報告徴収等を実施し、**需要家への影響の抑制策の検討等を求める**こととしてはどうか。
- なお、英国では、小売電気事業の許可を取得した事業者に対するモニタリング手法として、リスクシナリオを用いた「ストレステスト」の導入が進められているが、その手法は発展 途上である。また、英国においては、事業者撤退時の需要家の受け皿を、政府が予め 指定する制度(ラストリゾート指令)が設けられているなど、我が国の電力市場制度と は設計思想が大きく異なる点にも留意が必要である。

## (参考) 小売電気事業に関する英国と日本の制度比較 (2022年8月時点)

● 英国・日本とも、小売電気事業は自由化されているが、制度比較は以下のとおり。

			日本
		<b>大</b> 国	
近年の動向		<ul> <li>歴史的には、事業者間の競争を促進し、電気料金の低廉化を推進。</li> <li>一方、事業者数がピーク(約70者)に達し、2019年から事業者破綻が相次いだことから、政策の軸足は、「安定供給の確保」や「需要家保護」に移行。</li> </ul>	<ul> <li>● 2013年より、以下を主目的とした電力システム改革に着手。</li> <li>①安定供給の確保</li> <li>②電気料金の最大限抑制</li> <li>③需要家の選択肢や、事業者の事業機会の拡大</li> <li>● エネルギー価格の高騰などに伴って、小売電気事業の休止・廃止等が増加傾向。</li> </ul>
小	売電気事業者数	● 約22者(2022年3月時点)	● 738者(2022年6月時点)
	ライセンス制度等	● 許可制	● 登録制
参入規制	参入要件	● 市場参入の提案内容に適切なリソースを有していること(参入 後に予想される事業リスクを管理するための資金の保有証明、事業拡大に 伴うリスク管理計画の有無、ヘッジおよびCFの管理計画など)、など。	● 必要な供給能力を確保できる見込みがある者、など。
	拒否要件	● 経営者の不適格性、Ofgemによるコンプライアンス措置の対象者、申請にあたっての不十分な情報提供、虚偽情報の提供等を行った者	● 必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者 その他の電気の使用者の利益の保護のために適切でないと 認められる者
事業開始後の モニタリング		<ul> <li>「顧客供給継続計画」(CSCP:2020/11に導入、顧客数・規模、顧客との契約内容等を記載し、マイルストーン評価やOfgemからの要求の都度報告)</li> <li>マイルストーン評価(顧客数5万件・20万件に達する都度、Ofgemにより必要な確認を実施し、措置が完了するまで顧客獲得を一時停止)</li> <li>独立監査(小売事業者の財務健全性等につき不定期に実施)</li> <li>2021年からストレステスト等を導入し、事業者の財務健全性等をOfgemがレビュー。</li> </ul>	<ul><li>■ 電力取引報 (販売電力量、契約口数等は毎月報告)</li><li>■ 日本においては規制料金に関する監査を実施</li></ul>
事業者撤退時の 需要家保護に係る 措置		● 特別高圧・高圧・低圧の全部門に関し、ラストリゾート指令に基づき、Ofgemが、事業者撤退時の需要家の受け皿となる代わりの事業者を予め指定。	<ul><li>小売営業GLにおいて、事業者に対し、撤退時の需要家への事前説明等を要求。</li><li>むらに、需要家がどの小売電気事業者とも契約出来ない場合は、一般送配電事業者による最終保障供給等を実施。</li></ul>

## (参考) 英国・Ofgemの小売許可審査に関する調査結果 (2022年8月時点)

提出書類	● 預金残高証明書、役員や株主等の主要な利害関係者に係る情報など。
審査要件	<ul><li>● 自己資本比率に係る要件などの一定基準有り。</li><li>● 想定される電力供給量と組織規模を踏まえ、必要な資本金額を個別に指定。</li><li>● 基本的に、エネルギー事業のみが審査対象。一方で、エネルギー以外の事業活動を行っている事業者について、事業別の財務情報を分割することが困難な場合は、全社での財務情報を対象として審査。</li></ul>
参入申請に 必要な主要情報	<ul> <li>事業計画 (2年)</li> <li>財務予測、資金調達、リスク管理戦略 (2年)</li> <li>事業に関する資金調達エビデンス (少なくとも1年)</li> </ul>
その他	● 企業再編等で小売電気事業が買収・譲渡される場合やライセンス譲渡にあたっては、新たに許可を取得する 必要はないが、譲渡元事業者は、Ofgemに対してライセンスの譲渡について申請し、譲渡先事業者について 「需要家に対する供給能力」や「財務的な実行可能性」等の確認を受けた上で、Ofgemの同意を得る必要 あり。

## (参考)英国・Ofgemのストレステストに関する調査結果 (2022年8月時点)

目的	● ①電気料金が高くなる状況が発生するか、②需給逼迫の際にも供給可能か、を確認。
確認事項	● 主な顧客等の状況、資金調達先、主要なキャッシュフローなど。
実施方法	<ul> <li>● 通常の需給バランスの場合と、需給逼迫の場合の各々のリスクシナリオに対して、シミュレーションを実施。</li> <li>● テンプレートはOfgemが作成し、小売事業者に展開。小売事業者は、シミュレーション結果をOfgemに報告。</li> <li>● 確認頻度は、通常年1回。一方で、市場の変動が激しい場合などは、年3~4回になる可能性有り。</li> <li>● 現在、ストレステストの方法はアップデートが進められており、より厳格化する方向で検討中。</li> </ul>
使用する情報	<ul><li>顧客に供給する電気の量</li><li>資本金</li><li>剰会社からの資金提供状況、債権者に係る情報 など</li></ul>
結果の公表など	● 現時点では、ストレステストの結果は公表せず。 ● 確認結果について、Ofgemと協業するコンサルタント等を除き、第三者による監査や検証は実施せず。
結果の 活用方法	<ul><li>● ストレステストに不適合の場合、ライセンス条件における罰金を課すことの他、ライセンスの取り消しも議論中。</li><li>● 現時点で財務状況が健全な事業者についても、需給逼迫シナリオにおけるストレステストに不適合の場合、 Ofgemが、その要因を検証し、事業者に変更を加えるよう要請。</li></ul>
その他	● Ofgemでは、TSOであるNational Gridの人員も含めて、20~30人体制でストレステストを実施。 ● ストレステストの実施にあたって非協力的な事業者についてはライセンスの取り消しを実行。

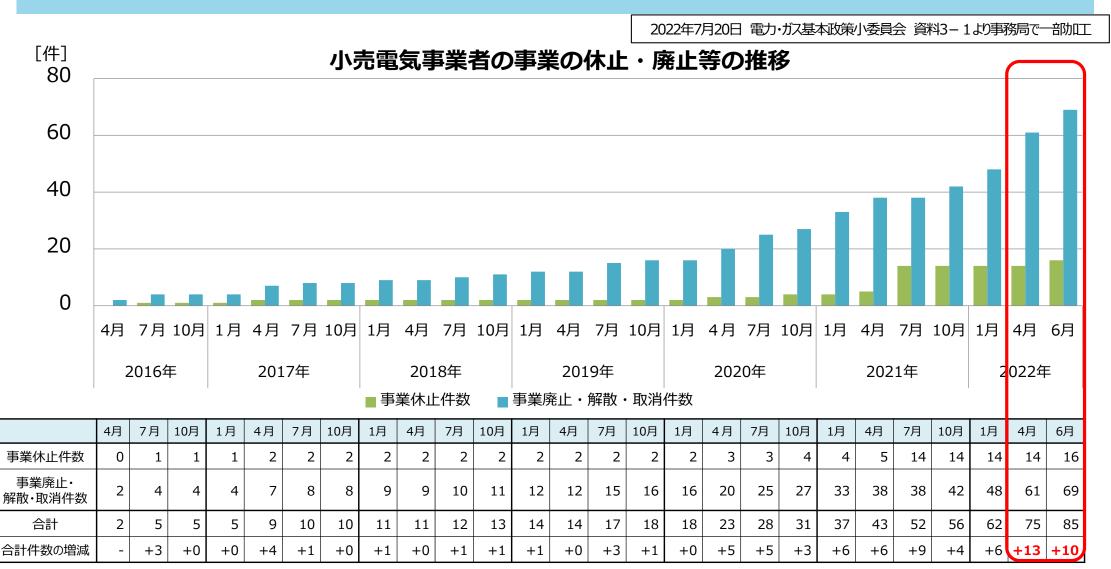
# ③事業撤退時に関する論点

## 事業撤退時における需要家保護について

- 前回会合にて示したとおり、小売電気事業者による事業の休止・廃止は、足元において 増加傾向にある。
- 小売電気事業者が撤退する場合の需要家保護としては、まず、円滑に他社への切替を 行うことができる時間的余裕等を確保し、需要家が可能な限り無契約とならないよう、 配慮することが重要である (※)。
  - (⇒論点①:休廃止等を行う際の周知)
- また、需要家が必要な情報を入手できるよう、小売電気事業者が、需要家からの苦情・ 問合せに適切に対応できる体制を整備することも重要である。
  - (⇒論点②:苦情・問合せの処理体制)
  - ※ 小売電気事業者が撤退するケースとしては、①事業者が自主的判断により撤退するケースと、②託送料金やインバランス料金の未払い等により一般送配電事業者等(配電事業者を含む。以下同じ。)から託送供給契約を解除されて撤退を余儀なくされるケース、の2つが存在する。
    - ②のケースでは、一般送配電事業者等が、託送供給契約の解除の是非や、解除の時期等を決定するため、①と②では周知期間等の考え方が大きく異なると考えられる。
    - 以上を踏まえ、今回は①のケースについて御議論を頂き、②のケースについては、次回以降に御議論頂く予定。

## 小売電気事業者の事業の休止・廃止等の状況

- 一方で、事業の休止・廃止等を行った小売電気事業者の数は、足元では、増加傾向。
- 2022年6月現在、事業休止件数は16件、事業廃止や法人の解散は69件。



## 論点①:休廃止等を行う際の周知①(基本的な考え方)

- 現行の小売営業GLでは、小売電気事業者が、「需要家の料金未払や小売電気事業 者の倒産等」を理由に小売供給契約を解除する場合について、15日程度前までに 需要家に解除予告通知を行うことを求めている。
- 一方、小売電気事業者の撤退の増加に伴い、需要家が周知から15日程度で他社への切替えを完了させることが難しいケースが発生。
- そこで、「15日程度前」という通知時期は、小売供給契約の解除が需要家に起因 するケース(需要家の料金未払いその他の契約違反等)の基準として整理し、小売 電気事業者の判断による撤退のケースについては、別途、適切な周知期間等を設定 することとしてはどうか。

## (参考) 電力の小売営業に関する指針(現行)

電力の小売営業に関する指針(令和4年4月1日改定版)

### 5 小売供給契約の解除手続の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為

小売供給契約の解除手続については、需要家本人が知らない間に小売供給契約が解除され電気の供給が止まるおそれがあることから、需要家側から解除の申出があった場合には、小売電気事業者は、本人の意思に基づく申出か否かの確認を適切に行うことが重要である。一方で、解除の申出を受けた小売電気事業者が解除に円滑に応じることも、スイッチングを円滑に行う観点から重要である。

また、料金未払や小売電気事業者の倒産などにより、小売電気事業者から小売供給契約を解除しようとする場合については、需要家に混乱を来さないよう、需要家への十分な事前通知などが行われることが必要となる。 上記を踏まえ、小売供給契約の解除手続を適正化するため、例えば以下の行為は問題となる行為及び望ましい行為

と位置づけられる。

なお、取次業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、小売電気事業者による指導・監督が適切でない場合には、小売電気事業者自身の行為が問題となる。

### (1) 略

(2) 小売電気事業者からの小売供給契約の解除時の手続

小売電気事業者が、**需要家の料金未払や小売電気事業者の倒産等**を理由に小売供給契約を解除する場合について、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。ただし、需要家が小売電気事業者に対し事前に通知等をせずに需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合には、以下の措置をとらずに小売供給契約を解除したとしても問題とならない。

- ① 小売供給契約の解除を行う15日程度前までに需要家に解除日を明示して解除予告通知を行うこと。
- ② 解除予告通知の際に、無契約となった場合には電気の供給が止まることや、最終保障供給(経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給)を申し込む方法があることを説明すること(説明の方法は、訪問、電話、郵便等による書面送付、電子メールの送信などが適当)。
- ③ 小売供給契約の解除に伴い、当該需要場所に関する託送供給契約の解除を行う10日程度前までに、小売電気事業者側からの小売供給契約の解除を理由とすることを明示した上で、一般送配電事業者又は配電事業者に託送供給契約の解除の連絡を行うこと。

## 論点①:休廃止等を行う際の周知② (制度趣旨)

- 小売電気事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ相当な期間を置いて、訪問、電話、書面の送付、電子メールの送信等の方法により、その事業を休止し、又は廃止しようとする旨をその小売供給の相手方に対して適切に周知させなければならない(電気事業法第2条の8第3項、電気事業法施行規則第3条の11)。
- 事業の休廃止時の周知義務を課す目的は、電気は国民生活及び経済活動に必要不可欠な財であるため、何の前触れもなく小売電気事業者が事業を休廃止した場合には、電気の使用者の利益が著しく損なわれることとなるところ、こうした事態を防止することにある(「2020年度電気事業法の解説」参照)。
- つまり、需要家が、事業の休廃止に係る情報を確実に認識したうえで、他の小売電気 事業者と契約を締結して電気の供給を受けるための十分な時間的余裕を確保することが、その趣旨であると考えられる。

## 論点①:休廃止等を行う際の周知③ (周知期間)

- 事業の休廃止時には、需要家が他の小売電気事業者と契約を締結して電気の供給を受けるための十分な時間的余裕が必要であるところ、そのための期間は事業規模や需要家の属性等によって異なり得る。
- 小売営業GLでは、<u>最低限必要と考えられる周知期間</u>を示しつつ、事業規模や需要家の属性等(例:特別高圧・高圧・低圧の別、公共入札の要否)を踏まえ、必要に応じて、より早期の周知が求められる
  - ※ 電気通信事業法では、電気通信事業者の休廃止時に周知義務を課しているところ、総務省のガイドライン(後掲)は、最低限の周知の期限に加え、「利用者が代替サービスに移行するために必要な手続等を勘案して、必要に応じて、より早く周知させることが求められる」としている。
- 現行の「ガスの小売営業に関する指針」は「原則 として事業休廃止の少なくとも1月前までに行う ことが求められる。」と記載。
- 電気通信事業法では、原則として休廃止する日の前日から起算して30日前まで(利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスは1年前まで。以下同じ)の周知が必要とされている。
- 特別高圧や高圧の契約は、低圧に比べて、切替先事業者の 選定や切替手続に長い期間を要することが考えられる。
- 法人向けの小売供給契約において、中途解約や更新拒絶の 通知期間として、3ヶ月前程度を定めている例がみられる。
- 低圧でも、数万件〜十数万件の契約口数を有する小売電気 事業者が休廃止を行った際、周知から約2ヶ月経過した後、 数千件の契約が切替を完了していないケースが複数発生。

電力分野も最低限の周知期間を提示

必要に応じてより早期の周知を求める

## 論点①:休廃止等を行う際の周知④ (周知方法)

- 電気事業法施行規則第3条の11によれば、小売電気事業者は、事業休廃止時には、以下のいずれかの方法で適切に周知しなければならない。
  - ① 訪問
  - ② 電話
  - ③ 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付
  - ④ 電子メールの送信
  - ⑤ 当該小売電気事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたその事業を休止し、 又は廃止しようとする旨の情報を電気通信回線を通じて当該小売供給の相手方の閲覧に供する方法
- 小売電気事業者の休廃止等が増加していることに鑑み、休廃止時に求められる適切な 周知方法について、小売営業GLで明確化する必要があるのではないか。
- 具体的には、**需要家が事業の休廃止に係る情報を確実に認識できるようにすること**が 必要であることから、以下を小売営業GLに明記することとしてはどうか。
  - 単に上記①~⑤の方法のいずれかを用いればよいということではなく、これらの方法の中で、**連絡を受けた需要家が事業の休廃止について確実に認識するような方法 を用いる必要がある**こと
  - 需要家が事業の休廃止について容易に認識できるよう、見やすい文字・体裁で記述する必要があること

## (参考) 電気通信事業法の例

#### 電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン(令和4年2月最終改正)

第8章 業務の休廃止に係る周知等(法第26条の4・第26条の5)関係 第2節 周知させる期限・方法

(1)周知させる期限(施行規則第22条の2の10第1項)

電気通信業務の休廃止する日の前日から起算して30日前の日を周知の期限とする。ただし、第4節の電気通信サービス(利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービス)である場合については、当該休廃止する日の前日から起算して1年前の日を周知の期限とする。なお、利用者が代替サービスに移行するために必要な手続等を勘案して、必要に応じて、より早く周知させることが求められる。

#### (2)周知させる方法

利用者に周知させるときは、次のいずれかの方法を用いることにより、「適切に」周知させなければならない。ここでの「適切に」の趣旨は、単に以下のいずれかの方法を用いればよいということではなく、これらの方法を用いる中で、連絡を受けた利用者が**業務の休廃止について確実に認識するように適切な対応をとる必要がある**という意味である。

①~② 略

③ 郵便、信書便その他の手段による書面の交付(同項第3号) 利用者に対して、業務の休廃止について説明した書面を送付する方法。郵便又は信書便を用いたダイレクト メールの送付のほか、FAXにより当該書面を送付する方法、毎月送付する料金請求書上に業務の休廃止につい て説明を記載する方法、当該料金請求書の封筒に業務の休廃止について説明した書面を同封する方法、業務の 休廃止について説明した書面を直接手交する方法等が考えられる。

適切に周知させるため、当該書面には、当該書面を受領した利用者が業務の休廃止について**容易に認識できるよう、業務の休廃止について見やすい文字・体裁で記述することが求められる**。

4~⑤ 略

### 論点①:休廃止等を行う際の周知⑤(法第2条の8に該当しない場合)

- 事業休廃止時の周知義務等を定める**電気事業法第2条の8**は、小売電気事業の 一部の休廃止を適用対象としていない(「2020年度電気事業法の解説」参照)。
- 他方で、特別高圧や高圧のみもしくは特定の供給エリアのみからの事業撤退といった、 小売電気事業の全部の休廃止ではないものの、電気事業法第2条の8第3項と同 様に需要家保護が必要と考えられるケースも現実に発生している。
- 電気事業法第2条の8第3項に定める「事業を休止し、又は廃止しようとするとき」に該当しない場合についても、適切に周知させないことにより電気の使用者の利益を阻害すると考えられる場合には、電気事業法第2条の8第3項の場合と同様に、周知の措置をとることが必要ではないか。

### 2020年度電気事業法の解説

第2条の8においては、「小売電気事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは」と規定し、「全部又は一部を休止し、又は廃止したとき」と規定していないが、小売電気事業については、①平成26年改正前における一般電気事業とは異なり、供給区域が存在しないため、その供給区域の一部について事業を休止又は廃止するといった事態が想定されないこと(小売電気事業者の小売供給の相手方が減少して事業規模が縮小することは想定され得るが、これはあくまで自由競争の結果であり、小売電気事業者の意思によって事業の一部を休止したものではない)、また、②電気通信事業等のように複数のサービス(例えば電気通信事業であれば、インターネットプロバイダサービスや携帯電話サービス等様々なサービスが存在する)を提供する事業とは異なり、提供するサービスの種類が「電気の供給」のみであるため、その提供するサービスの一部を休止し、又は廃止するといった事態が想定されないこと等の理由から、そもそも「小売電気事業の一部」を観念し得ないためである(なお、平成26年改正前における特定規模電気事業についても、同様の整理とされている。)。

### 論点②:苦情・問合せの処理体制

- 小売電気事業者は、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給 条件についての需要家からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速にこれを処理しな ければならない義務を負う(**苦情等処理義務**。電気事業法第2条の15)。
- 今年4月以降、小売電気事業の休廃止を行おうとした小売電気事業者に関し委員会事務局の相談窓口に、「小売電気事業者に問い合わせようとしているが電話がつながらない」等の相談が寄せられた(※)。
  - ※ 小売電気事業者が事業の休廃止を公表したことを契機に、当該小売電気事業者の処理能力を超える 数の苦情・問合せが殺到したことが原因であり、委員会事務局より体制の改善を指導。
- 小売営業GLにおいて、特に、需要家からの苦情・問合せが増加するタイミング(事業の休廃止や料金改定等)について、苦情等の増加を適切に予測し、必要に応じ苦情等の処理体制を見直すこと等が適切であり、そうした対応を怠ることを「問題となる行為」として整理してはどうか。

#### 電気事業法第2条の15

小売電気事業者は、当該小売電気事業者の小売供給の業務の方法又は当該小売電気事業者が行う小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方(当該小売電気事業者から小売供給を受けようとする者を含み、電気事業者である者を除く。)からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。